

「EXPO2017 連合山口メーデーフェスタ」企画運營業務委託仕様書

1. 趣旨・目的

魅力あるイベントの開催による集客力を活かし、連合山口の存在を積極的にアピールするとともに、未組織の勤労者と連合山口（労働組合）とのつながりを共感しあえる催し物はもとより、関係福祉団体や業界団体、さらには各自治体・企業とも連携を図り、地域の産業や特産品、観光PRなど、山口県の活性化につながる場として企画する。

2. イベント概要

(1) 開催日

2017年4月29日（土）

(2) 開催時間（目安）

9時30分～15時30分（会場：9時00分～）

(3) 内容

山口市阿知須の山口きらら博記念公園（きららドーム周辺）にて、ドーム内でのステージイベント・屋内イベント（ステージ以外）およびドーム周辺を利用した屋外イベントを実施し、県内55万人すべての働く人やその家族はもとより、NGO・NPOなどの関係団体にも幅広く参加を求め、地域を巻き込んだ祭典として「EXPO2017連合山口メーデーフェスタ」を開催する。

(4) 出店費用

出店費用はなるべく安価となるよう料金設定し、その収入は、本業務実施にかかる経費に充当することができる。

また連合山口が指名する出店者の適用単価は以下の通りとする。

なお連合山口が指名する出店者については、ドーム内に出品することとし、出店料は無料とする。

<備品レンタル費>

テーブル1台 800円、イス1脚 300円

出店ブース看板（90cm×45cm）8,000円

ジェネレーター5,400円+燃料代<搬入・搬出・補償料込>

<広告費>

協賛団体としてチラシに掲載する協賛金は5,400円

チラシに出店広告を掲載する場合は、1枠（4.5cm×6cm）32,400円

ステージ壁面に団体・企業名等を紹介する場合は、1枠32,400円

(5) 目標参加者数

30,000人以上（メーデー式典への連合山口が動員する約3,000人を含む）

3. 業務内容

(1) イベントの企画・運営

以下のイベントの企画・運営を行なうこと。（イベントを行なううえで必要な関係機関

との調整を含む)

ア ステージイベント

- ・主催者からの開会宣言、お礼のことばを盛り込むこと。
- ・メーデー式典を多くの集客が見込まれる時間帯に40分程度盛り込むこと。
- ・連合山口をアピールできるイベントを盛り込むこと。
- ・連合山口が企画する組合員参加型イベントを盛り込むとともに、運営協力を行なうこと。
- ・ステージ設営にあたっては、難燃性のシートを敷くなど所轄消防署ならびにきらら公園管理事務所等の指導に基づきステージ、音響設備等を設置すること。
また、各種設備等の設置後の品質の維持・管理に努めること。

イ 屋内イベント

- ・連合山口が指名する出店者のブース（15店舗程度）のスペースを確保すること。
- ・グランドゴルフ大会、レノファ山口サッカー教室のスペース・時間を確保した上で、集客の見込める魅力あるイベントを実施すること。
- ・各種設営にあたっては、所轄消防署ならびにきらら公園管理事務所等の指導に基づき実施すること。

ウ 屋外イベント

- ・本部テント4張、スタッフ控室テント2張を設営・撤去するとともに、山口県所有の移動LED車も含めたスペースを確保した上で、集客の見込める魅力あるイベントを実施すること。
- ・テント等の準備・設営・撤去にあたっては、きらら公園管理事務所等の指導に基づき実施すること。
- ・山口県所有の移動LED車を活用し、ステージイベント等のきららドーム内の映像等を伝えること。
- ・屋外にこだわるものではないが、キッズコーナーを設定し、子供が遊べるイベント等を企画・運営すること。
- ・きららドーム内は、観客席以外での飲食は禁止されていることから、屋外に飲食のできるスペースを確保するとともに、集客数に応えられる飲食の販売を実施すること。
- ・ごみ箱を適所に配置し、適宜回収するなど混乱の生じないよう対処すること。また会場内で発生したゴミは、受託者が分別の上、きらら公園管理事務所等の指導に基づき処分するとともに、関係者へ周知・徹底すること。

エ その他

- ・本イベントが地域の産業や特産品、観光PRなど、山口県の活性化につながる場となるよう工夫を施すこと。
- ・あらゆる年齢層の来場者に対し、にぎわいや集客が見込めるイベントを実施するなど参加者の満足度を高める工夫を施すこと。
- ・来場者及びイベント参加者等の安全対策を講じること。
- ・急病人等への対応としてきららドーム内に救護室を確保すること。
- ・きららドーム内に来賓（約20名）、実行委員会（約30名）の控室と授乳室・労働相談

室を確保すること。

- ・きららドーム内に連合山口の友誼団体・関係団体（ゆだ苑・部落解放同盟など）の展示スペースを確保すること。
- ・道路交通法及び消防法に基づく届出は連合山口から行うが、添付書類（図面、チラシ等）をイベント開催日の1ヵ月前までに作成し提出すること。
- ・食品等の販売にあたっては、保健所の指導を受け、臨時営業の許可や登録が必要な場合は、所定の手続きを行った上で販売すること。
- ・所轄警察署やきらら公園管理事務所等の指導に基づき交通誘導計画書を作成し、交通誘導員を配置し、駐車場等での誘導を行ない、安全を確保すること。

(2) イベント会場の設営および撤去等

- ・山口きらら博記念公園への来園者に配慮したうえで、イベントが実施できるように会場を設営するとともに、イベント終了後はすみやかに撤去すること。

(3) イベントの広報

受託者は集客が見込めるようイベント開催について次に示す広報を行うこと。

ア チラシ・ポスターの作成

- ・開催概要、スケジュール・会場図・メーデー宣言等の情報を掲載したチラシを作成する。
- ・作成枚数は、90,000枚以上とする。

イ テレビ・ラジオCM

- ・テレビ・ラジオCM等を活用しイベント開催について広報すること。

ウ その他

- ・前ア、イ以外にも出演者からのSNSによる広報活動やテレビ・ラジオ番組への出演など、さらに集客が見込めるよう工夫して広報すること

※昨年実績

地元ミニコミ紙「トライアングル」での告知

TV、ラジオCMでの事前告知

- ・熱血テレビ（KRY） ⇒ 期間：4/28（16:45-17:53）内パブ2分程度
- ・ケーブルテレビCM ⇒ 期間：4/16～4/28 15秒/65本
- ・ラジオCM（KRY） ⇒ 期間：4/20～28 20秒/50本
- ・お昼はZENKAIラジオな時間 ⇒ 4/28（12:00-15:30）内5分程度

4. 業務責任者

- ・受託者は、業務責任者を定め、その氏名およびその他必要な事項を委託者に書面で通知し、承認を得ること。業務責任者を変更する場合も同様とする。
- ・業務責任者は、本委託業務の統括を行なうとともに、委託者との調整を図ること。

5. 業務実施計画書

受託者は、契約締結後、すみやかに業務実施計画書を提出し、委託者の承認を得ること。

また、業務実施計画書に記載された事項を変更する場合も同様とする。

業務実施計画書の策定については、以下の項目の詳細をスケジュールに反映することと

し、その内容及び実施時期については、連合山口と協議し承認を得ること。

- ・イベント実施に必要な関係先との調整・届出
- ・広報計画の作成及び実施
- ・イベント前日・当日・翌日の実施体制・スケジュールの構築
- ・実施報告書の提出

6. 委託者で準備するもの

- ・会場内案内図の看板（150cm×90cm）×2枚
- ・駐車場内の案内看板（180cm×90cm）×5枚
- ・道路上の来場案内の看板（150cm×45cm）×4枚
- ・山口県所有の移動LED車の借用
- ・メーデー式典のシナリオ

7. 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

8. 瑕疵担保

本委託の瑕疵担保期間は6カ月とし、委託者は、成果品に瑕疵（業務履行にあたり発生した瑕疵を含む）がある場合は、受託者に補修または損害の賠償を請求できるものとする。

9. その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法に則り適切に管理すること。
- (2) 受託者は、この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定することとし、双方が誠意をもって対処することとする。ただし、仕様書に明記されていないもので、本委託を履行するにあたって当然必要となる物品等の費用については受託者の負担とする。

以 上